

平成 28 年度 第 1 回東区協議会次第

日時：平成 28 年 4 月 27 日（水）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

1 開会

2 区長あいさつ

3 委嘱書の交付

4 区協議会委員自己紹介

5 職員の紹介

6 議事

(1) 会長及び副会長の選任について

ア 選任方法について

イ 会長及び副会長の選任について

(2) 協議事項について

平成 28 年度地域力向上事業について

【区振興課】

(3) 報告事項について

ア 地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について

【文化財課】

イ 平成 28 年度区政運営方針について

【区振興課】

(4) 地域課題について

7 その他

(1) その他

(2) 5 月の開催予定 平成 28 年 5 月 日（ ）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31、32 会議室

8 閉会

東区協議会委員名簿

(任期:平成28年4月1日～平成30年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期数
	稲穂 貴	いなほ たかし	男	浜松市人権擁護委員連絡協議会	笠井	2
	大軒 孝幸	おおのき たかゆき	男	直接指名委員	笠井	1
	岡安 智代	おかやす ともよ	女	中野町を考える会	中ノ町	2
	金指 操	かなさし みさお	女	東区保護司会	長上	2
	熊岡 邑子	くまおか むらこ	女	浜松市地区社協推進協議会	蒲	1
	栗田 孝代	くりた たかよ	女	浜松市東区民生委員児童委員協議会	長上	1
	齋藤 絵美子	さいとう えみこ	女	浜松市子ども会連合会	積志	2
	斉藤 国弘	さいとう くにひろ	男	浜松市東区自治会連合会	和田	1
	佐藤 公治	さとう こうじ	男	浜松市東区自治会連合会	中ノ町	1
	杉本 恒雄	すぎもと つねお	男	浜松市東区自治会連合会	長上	2
	鈴木 謙淳	すずき けんじゅん	男	浜松市東区自治会連合会	積志	1
	鈴木 洋次	すずき ようじ	男	浜松市東区自治会連合会	蒲	1
	高森 則子	たかもり のりこ	女	とぴあ浜松農業協同組合	長上	2
	田中 充	たなか みつる	男	浜松市東区自治会連合会	笠井	1
	田中 美代子	たなか みよこ	女	ガールスカウト浜松市協議会	和田	2
	花井 淳佳	はない あつよし	男	浜松市東区民生委員児童委員協議会	笠井	1
	松浦 恵子	まつうら けいこ	女	浜松市PTA連絡協議会	長上	2
	村木 克郎	むらき かつお	男	公募委員	積志	1
	森 和彦	もり かずひこ	男	直接指名委員	積志	1
	山田 俊明	やまだ としあき	男	公募委員	積志	2

※50音順

東区役所職員名簿

平成 28 年 4 月 1 日～

役職名	氏名	よみがな
区 長	小楠 浩規	おぐす ひろき
副区長・区振興課長	足立 睦俊	あだち むつとし
区民生活課長	鈴木 隆文	すずき たかふみ
社会福祉課長	中野 一宏	なかの かずひろ
長寿保険課長	鈴木 教郎	すずき のりお
健康づくり課長	青木 満弘	あおき みつひろ
東・浜北土木整備事務所副所長	兵藤 隆邦	ひょうどう たかくに

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	平成28年度地域力向上事業について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>○区民活動・文化振興事業 地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業</p> <p>○区課題解決事業 区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業</p>		
対象の区協議会	東区		
内 容	○助成事業1件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料の通りです。		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	提案団体に、事業の採用・不採用の決定通知を送付（5月）		
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木忠・小杉
		電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

地域力向上事業の概要について

1 地域力向上事業とは

地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区の特性を活かした事業や、区の課題を解決するための事業を実施するものです。

- ①市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下、助成事業とします）
- ②区民活動・文化振興事業
- ③区課題解決事業

上記3つの事業区分があり、①は市民団体等が主体的に取り組む事業に対し市から補助を行うもの、②と③は、市民との協働により、市が主体となって行う事業です。

今回は、①助成事業についての協議です。

2 地域力向上事業（助成事業）に該当する団体、事業について

①3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者ならびに、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体。
- (3) その他公序良俗に反する団体

②補助対象になる事業は、次のいずれかに該当する公益性のある事業です。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

3 地域力向上事業（助成事業）と区協議会の関係 ※詳細は裏面参照

地域力向上事業は、区の特徴が反映される重要な事業です。そのため「地域力向上事業実施要綱」の中で、「区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定」と規定されています。

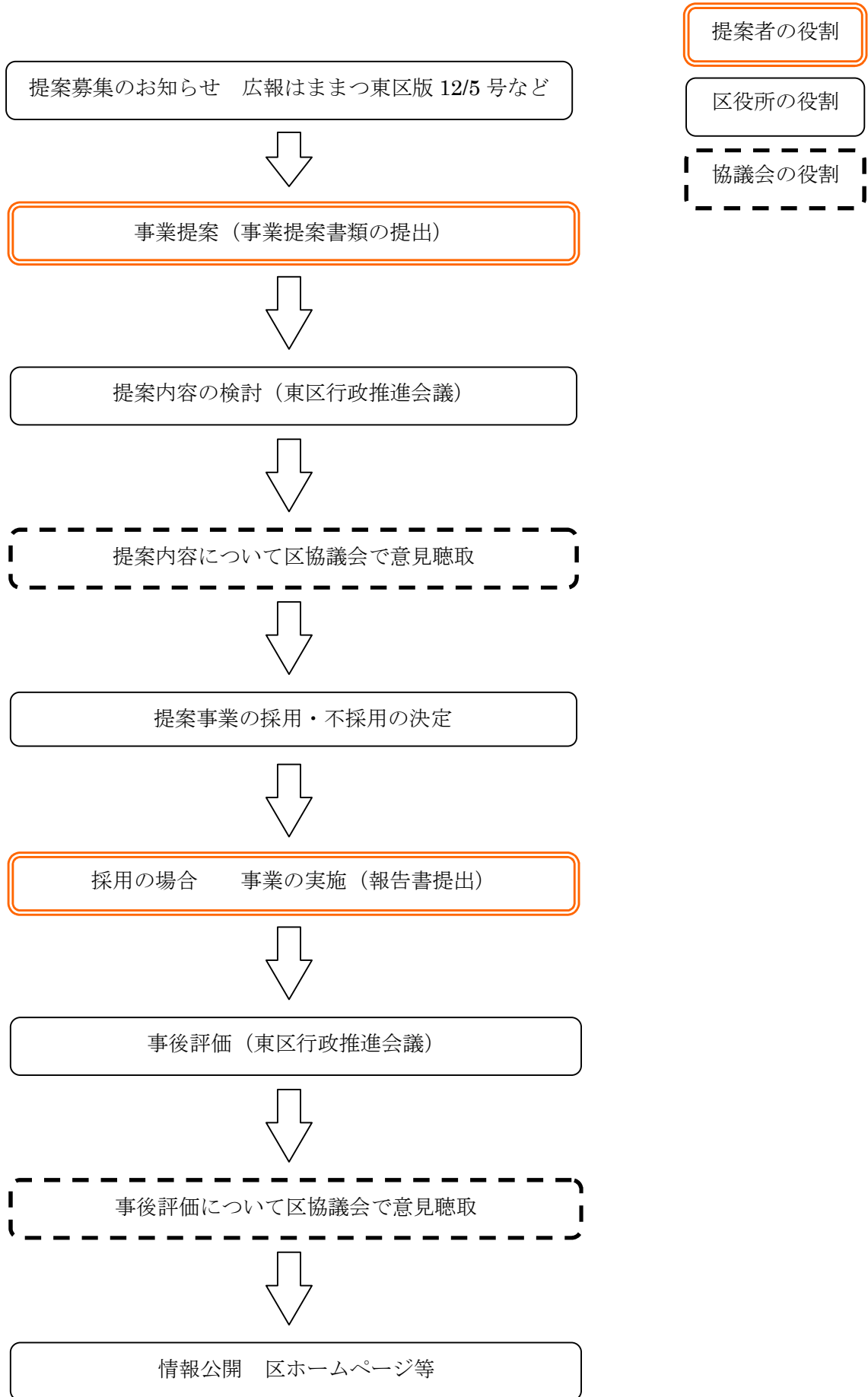
①市民団体等から助成事業の提案がなされた際は、まず、東区行政推進会議で審議を行い、その後、東区協議会で意見をお伺いします。

②事業の実施後には、東区行政推進会議で評価を行い、その後、東区協議会で意見をお伺いします。

今回は、①助成事業の提案についての協議です。

※東区行政推進会議とは・・・東区の区長、副区長、課長で構成される会議

4 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の流れ



- 5 東区行政推進会議における採用基準について
助成事業を採用する際、下記の基準で審議を行っています。

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	東区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。 より発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業費といえるか。)	1	2	3	4	5

採用候補として区協議会に提出する基準

全区共通：「効果・公益性」の項目について、評価の平均が3点以上であること。

※上記に加えて東区の基準として

評価の平均が15点以上であり、かつ出席者の半数以上が15点以上であること。

- 6 採択回数と補助率について
助成事業は採択回数に応じて補助率が変わります。原則として下記の補助率です。

採択回数	補助率
1回目	50%以内
2回目	40%以内
3回目	25%以内

※補助率に関わらず、限度額は200万円です。

区 分	予算額	交付決定済額	残額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	3,800,000 円	2,370,000 円	1,430,000 円	920,000 円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容		提案事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
6	地域の若者の未来を考 える講演会	東区自治会 連合会	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年代を対象とした講演会を開催し、次世代を担う若者が健やかに成長するために、地域が、家庭が、できることは何かを、皆で考えるきっかけづくりをする。 その結果、子どもたちの成長を地域社会で見守るという意識が生まれ、地域の連携が強まる。 	内容	<ul style="list-style-type: none"> 講演会の開催（年 2 回実施、6 月と 2 月を予定） 地域と家庭と若者に関する内容で講演会を行う。講演会に参加できる人数には限りがあるので、講演の骨子を記録した資料を地域で回覧したり、協働センター等に掲示したりして、参加できなかった人にも内容を浸透させるようにする。 	240,000 円 (120,000 円) (50%)	2 (2)	<p>【採用（「実施予定助成事業」候補）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者の健やかな成長について地域と家庭がともに考えるきっかけをつくる事業である。また、若者の成長の見守りを通して地域の連携が強まる事業であるため、地域コミュニティづくりに関する事業、安全安心な地域づくりに関する事業であるため採用としたい。 <p><補助率>40%以内 ・昨年度と同じ内容の事業であるため、40%以内としたい。</p>
				時期	平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日			
				場所	浜松市総合産業展示館北館			
7	第 8 回 心と身体の癒し フェア	心と身体の 癒しフェア	<ul style="list-style-type: none"> 人が心身ともにリラックスできる空間が少ないと感じた。そのような空間を作り、地域の人々の健康増進につながるイベントを企画しようと思った。 その結果、人々の健康増進の場、地域の交流の場になると考えている。 また、出店者側も、東区在住で独立、開業をしたい人が多く参加する。その一歩を手助けすることにより、空き店舗や空き部屋活用店舗が増え、人が集まり、東区全体が更に活気づく効果が期待できる。 	内容	<ul style="list-style-type: none"> 心と身体の癒しフェアの開催 食・住・楽しい(ボランティア)音・美(占い)のカテゴリに分けブースを作り、人を癒すイベントを行う。若い世代には美を、年配の方には健康増進を主体とし、リラックスできる空間とする。 また、東区在住で独立、開業をしたい人が多く参加することにより、地域が活性化する。 今までは、交友関係等のつながりで開催をしていたが、地域にも PR して、より広めていきたい。 	1,603,000 円 (800,000 円) (50%)	1 (1)	<p>【採用見合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康・福祉の向上に関する事業、地域コミュニティづくりに関する事業であるが、不採用としたい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 心と身体の癒しをテーマに食・住・楽しい・音・美などの様々なブースを設けて、交流の場とするため、良い事業である。しかし、対象の地域が東区だけではなく、遠州地方のため「東区らしさ」が少ないこと。 起業支援の側面が強いため、東区の地域の課題解決や地域の魅力を活用した事業を実施する地域力向上事業にはなじまないと考える。
				時期	平成 28 年 9 月 18 日			
				場所	浜松市総合産業展示館展示場			

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成28年度から、 「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」が施行されたことと、「浜松地域遺産（浜松市認定文化財制度）」を導入したことをご報告し、地域の個性ある活性化のためにも文化財の顕彰が有効であることをご提案する。</p> <p>①「民俗芸能の継承及び振興に関する条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月議会に議員提案により全会一致で議決。 ・浜松にある豊富な民俗芸能が継承されるよう、議会として後押ししたい。日本遺産への申請も応援したい。 <p>②「浜松地域遺産」認定制度を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の指定文化財よりはゆるやかな制度として導入。 ・地域からの推薦により広範な文化財の認定をめざす。 ・認定文化財には、将来の指定文化財候補の役割ももたす。 				
対象の区協議会	全7区（各区）				
内 容	<p>①「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」</p> <p>市民、関係団体及び市がそれぞれの役割を担い、相互の協働及び連携するよう求めている。市民には改めて地域の民俗芸能を継承していくように求めている。</p> <p>②「浜松地域遺産」認定制度を開始</p> <p>文化財保護法・保護条例にいう文化財の各種別ごとに、地域遺産の認定候補を公募。各区と本庁文化財課を窓口として秋まで募集。以後浜松市文化財保護審議会にて協議して、年度末までに第一期認定を公表する。</p> <p>指定文化財と異なり、補助金の対象とはしない。 地域の団体からの推薦を期待している。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	「浜松地域遺産（浜松市認定文化財制度）」については、今年度7月から公募による推薦を期待。年度内には第一期の地域遺産認定を公表予定。				
担当課	文化財課	担当者	戸田 剛	電話	457-2466

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

■報告事項

地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について



市民部文化財課

457-2466

①議会提案「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」の制定について

平成28年第1回市議会定例会において、3月24日、無形民俗文化財の保護活用にかかわる新たな条例が議員提案として発議され、全会派一致で制定されましたので、ご報告いたします。

条例の名称 「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」

提案理由 三遠南信の民俗芸能について日本遺産への認定を目指している本市の施策を後押しするとともに、本市の民俗芸能の継承及び振興に関する意志を明確にし、施策の推進を図り、伝承活動が活性化されることを目的とします。

条例の主旨 本市の特色のひとつとなっている無形民俗文化財（いわゆる民俗芸能）を、市民、関係団体、市が互いに連携して、守り、担い手となる人材の育成を推進し、将来の世代に引き継いでいくべきことを明確にしています。

条例の要点 **市民の役割** 民俗芸能について、理解と関心を深めるとともに、その振興に配慮するよう努めるとしています。

関係団体の役割 民俗芸能の活動にかかわる団体は、その知識や技能の継承、振興発展に主体的に取り組み、その取り組みに当たっては、市及び他の関係団体と相互に協力するよう努めるとしています。

市の役割 民俗芸能の振興に係る事業を実施するとともに、次世代を担う人材を育成する取り組みに対して支援するなど、必要な措置を講じるよう努めるとしています。

条例公布日 平成28年3月24日

条例施行日 平成28年4月 1日

今後の予定 今年度は、無形民俗文化財の継承に携わっている団体を支援し、学校教育の場での継承活動をモデルケースとして、学校・団体・行政の連携を深めます。
また、無形民俗文化財の継承につとめている団体、無形民俗文化財の継承を支援している団体を表彰していく予定です。

■報告事項

②平成28年度から「浜松地域遺産」認定制度を開始します

浜松市は、平成28年度から、国・静岡県・浜松市指定文化財や国登録文化財という文化財保護制度とは別に、ゆるやかな保護・活用制度となる浜松市認定文化財制度を導入いたします。

従来の指定文化財や国登録文化財にはなっていないものの、市内の各地域に伝えられている数多くの文化財を「地域遺産」と認定して、地域の個性を高めてまいります。

制度の骨子 地域の歴史遺産・文化資源のうち、所有者・利用者の自薦、また団体・地域からの自薦他薦によって「浜松地域遺産」を認定し、これらの資源の認知度を高めます。推薦者ならびに当該資源に注目する団体等と協働して活用方法を提案し、後世への継承と地域の活性化をめざします。

認定は所有者の同意を前提とし、解除もやむを得ないものとします。認定期間を限定した活用もあり得ます。こうして認定した「浜松地域遺産」の中から、市指定や国登録文化財の候補を選出していくことも計画していきます。

指定文化財と異なり、補助金等の対象とはなりません。

認定の範囲 指定文化財・登録文化財等にならない、すべての種別を対象とします。

記念物	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	伝統的建造物群	文化財の保存技術	文化的景観
史跡・名勝・天然記念物	建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料・歴史資料等		無形民俗・有形民俗			

認定の基準 指定文化財・国登録文化財を除き、次のいずれかに該当するもの

- ・郷土の歴史や文化を象徴しているもの。
- ・世代を超えて地域で受け継がれ、今後も保存すべき貴重なもの。
- ・地域の生活文化の特色を示しているもの。
- ・地域の伝統行事等として親しまれ、今後も地域の活性化のために欠かせないもの。
- ・本市の文化遺産として国内外に発信することで、創造都市づくりに寄与するもの。

応募資格 年度ごとに期間を設けて自薦または他薦とします。推薦者は、所有者等(団体)、地域遺産を保存・継承している団体、又は地域遺産を活用した地域活性化を實踐できる団体などです。〔推薦者は、団体に限ります。〕

初年度予定 4月の各区協議会で説明したのち7月に公募を開始し、10月末で募集を締め切り、以降の審議を経て、年度末までに第一期の「認定証」を交付する予定です。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 28 年度東区区政運営方針の報告について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	東区区政運営方針とは、区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営の基本的な方針、区の取組課題等を毎年度区民のみなさまに公表するものです。				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	※詳細は別紙「平成 28 年度東区区政運営方針」のとおり。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木 忠・島	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成 28 年度

東区区政運営方針

「人と人 心ふれあう未来へ 東区」



蒲ざくら



中ノ町フラワーロード



十湖池ビオトープ

◎この東区区政運営方針は、区政を運営する上での区の目指す将来像、基本方針、重点的な取り組みを地域の皆様と共有するためのもので、その実現に向け今年度の主な実施事業をお示しするものです。

東区の将来像

人と人 心ふれあう未来へ 東区

～新たな人の和と
多様な出会いが生まれるまち
を目指します～

ハードの整備だけに頼るのではなく、コミュニティ意識を醸成するための施策に積極的に取り組むことにより、地域に対する誇りをはぐくむとともに、新たな人の和と多様な出会いが生まれるまちを目指します。

区政運営の基本方針

東区は、「人と人 心ふれあう未来へ 東区」のキャッチフレーズのもとに、人々が、「住む・育てる・学ぶ・働く・憩う」ための機能向上に努め、「ここに住んでいて良かった」と実感できる「暮らしやすいまち」を創ります。

区政の運営に当たっては、“市民主体の地域づくり”という理念のもと、

- 1 安全・安心な地域づくり
- 2 地域の声に応える区役所の運営
- 3 地域資源の再発見とその活用

を基本方針として掲げ、地域の皆様の行政サービスに対する満足度の向上に努めてまいります。

重点的な取り組みと主な実施事業

東区の目指す姿は、活力にあふれ、「暮らしやすさ」を実感できる区です。

この目標を達成するため、交通安全や高齢者福祉、健康づくりなどの事業を推進してまいります。さらに、近年発生している暴風雨等による災害対策のため、積極的に防災意識の普及・啓発活動を実施してまいります。

また、市民協働の推進による安全・安心な地域づくりや地域資源による特色あるまちづくりを推進してまいります。

今後も、東区役所では、身近な行政サービスの拠点として皆様にご満足いただける区政運営に努めてまいります。

平成28年度の重点的な取り組み

1 安全・安心な地域づくり

◆ 交通安全の推進（地域力向上事業 区課題解決事業）

交通事故の多発という東区の課題を解決するため、交通死亡事故ゼロと人身事故件数の減少を目指して、各種の交通安全推進事業を実施します。

東区交通安全フェア、街頭広報等の啓発活動、中学生や地域を対象としたスタントマンの実演による自転車教室などを開催することにより、交通事故の削減を目指します。

◆ 市民防災意識啓発事業

災害発生時に、市民一人一人が自主的に行動できるよう、地震や洪水など東区の災害特性にあった出前講座や街頭広報等、防災意識の普及・啓発活動を実施します。特に市民が安全・迅速・正確に災害情報を取得できる方法を啓発します。

◆ 防犯灯設置維持管理助成事業

地域の安全・安心を図るため、自治会が管理する防犯灯の設置・維持管理をサポートします。また、省エネルギー化の促進と維持管理経費の削減を目的に、引き続き防犯灯のLED化を推進します。

◆ 東区あんしんネットワーク

高齢者や障がいのある方など見守りを必要とする方に、地域と行政、民生委員や高齢者相談センター（地域包括支援センター）などが声を掛け合い、地域や家庭で安心して生活できるよう、見守り・支援を協力して取り組みます。

◆ 職員による交通安全啓発

職員一人ひとりが交通ルールを遵守することはもちろんのこと、地域の方に東区は事故が多いことを認識してもらうため、東区職員は皆「交通安全広報マン」という意識のもと、業務で市民と接するさまざまな機会において直接交通安全を呼びかけます。



東区交通安全フェア



スタントマンの実演
による自転車教室



地域版防災啓発チラシ

◆ 健康づくり関連事業

市民の健康づくりを推進する団体との連携による啓発事業や市民が気軽に取り組める健康づくりの提案等を行い、市民協働による健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。また、今年度から、浜松医科大学との連携により、睡眠と健康について東区の実状にあった講演会を開催します。

- ・ノルディック・ウォークで健康づくり
- ・浜松医科大学との連携事業（新規事業）
- ・健康力アップ in 東区
- ・はままつ食育発信店事業



ノルディック・ウォーク



健康力アップ in 東区

2 地域の声に応える区役所の運営

◆ 区協議会運営事業

地域の意見を行政運営に反映させるとともに、地域における市民協働を推進していくために、区協議会を運営します。

東区では特に、「福祉や健康増進」「多発する交通事故」「地域に特化した災害」等に対応するため、地域福祉、交通安全、地域防災の3つの委員会を設置し、地域課題の解決に取り組めます。

◆ 自治会集会所整備助成事業

市民主体の地域づくり、市民協働推進の観点から、地域住民の福祉の向上及びコミュニティづくりに寄与するため、地域の要望を踏まえ、自治会集会所の整備に係る助成を行います。

◆ 東区セーフティ・ガード作戦

東区内の一地区を重点地区として、地域住民・警察・区役所が一体となって、あらゆる機会を捉え、「高齢者の安全」をキーワードに様々な事業を積極的に展開し、高齢者の安全な暮らしを守ることを目的とした事業を行います。

【過去の重点実施地域】

平成25年度：長上地区 平成26年度：笠井地区 平成27年度：積志地区

◆ コミュニティ担当職員による地域づくり

住民自治の充実や市民協働の推進を図り、住み良い地域づくりを進めるため、コミュニティ担当職員を配置し、市民活動団体の自立支援と地域活動をサポートし、地域課題の解決に取り組めます。

3 地域資源の再発見とその活用

◆ 地域力向上事業（区民活動・文化振興事業）

住みよい地域社会を実現するため、市民提案やアイデアを元に、市民の参加と協働による区の特性を活かした事業を実施します。

・「東区 家康公ゆかりの里」推進事業

家康公とゆかりのある史跡などが数多く残る地域性を活かし、歴史講演会の開催や家康公ゆかりの地を巡るイベントを行い、地域資源をPRします。

・東区市民映画音楽祭2016

東区では、誰もが親しめる「映画音楽」をキーワードとして、地域資源の人材を発掘・活用した「映画音楽祭」を実施します。

・第8回東区長杯キンボールスポーツ大会

大人から子供まで誰もが参加でき、手軽に楽しめるキンボールスポーツを東区により普及させ、スポーツ振興及び各地域間の親睦をはかるため、キンボールスポーツ大会を開催します。



歴史講演会



東区市民映画音楽祭

東区長杯
キンボールスポーツ大会

◆ 俳句の里づくり事業

東区には、多くの句碑があり、同時に多くの俳人をも排出した地域特性を活かし、今後も地域に俳句を定着させるため、第九回「十湖賞」俳句大会や小・中・高等学校での俳句講座を開催することで、より一層、歴史と文化の香るまちづくりを推進します。



小・中・高等学校俳句出前講座



「十湖賞」俳句大会



句碑めぐりツアー

4 東区に関連する事業

◆ 浜松市交通事故ワースト1脱出事業

交差点における即効性の高い対策や、緊急性の高い通学路の安全対策を始め、「ゾーン30」による生活道路対策を行うことで、速度抑制による重大事故の減少や交通規制による生活道路に流入する通過車両の排除など、総合的な対策を実施します。

◆ スマートインターチェンジ関連整備事業

市内の拠点間の円滑な移動を支援し、地域間交流や地域活性化を促進するための道路整備を実施します。また、歩道整備や交差点改良などの交通安全対策を実施します。

- 施工予定箇所：有玉南初生線（スマートIC関連）等

◆ 天竜川駅周辺整備事業

公共交通利用の向上を図り、同時に周辺住民の日常生活の利便性を高め、暮らしやすい地区環境を創出するため、駅周辺整備やアクセス道路の整備を行います。

- 整備期間：平成26～30年度 自由通路新設、橋上駅舎化、駅前周辺整備

◆ 私立保育所等施設整備助成事業

保育所等の待機児童解消のため、私立保育所等の定員拡充のため施設整備に要する経費を助成します。

- 施設整備予定数：私立保育所 創設1施設、増改築1施設
認定こども園 創設3施設、増改築1施設

◆ 放課後児童会の定員拡充

放課後児童会の待機児童解消のため、小学校の空き教室を利用し、又は学校敷地内に施設を整備し、定員の拡充を図ります。



ゾーン30（積志地区実施箇所）



JR天竜川駅完成予想図（北口）

東区の経営資源(組織・職員数・予算規模)

経営資源

平成 28 年度の区の経営に要する資源

◆ 東区の組織

区振興課	
総務・事業G	広聴広報、区協議会、交通安全対策、情報公開、住居表示、財産管理、市民安全対策、ユニバーサルデザイン
防災・統計G	防災、統計、地域力向上事業
区民生活課	
証明G	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録証の発行、税務証明等の発行、原動機付自転車等の標識交付
住民記録G	住民異動届の受付
戸籍G	戸籍届の受付
市民協働G	地域自治振興、市民協働、文化・スポーツ振興、生涯学習、防犯灯、簡易な市民相談
生活G	墓地・改葬、ごみ減量、臨時運行許可
社会福祉課	
地域福祉G	地域福祉、生活保護
こども福祉G	児童福祉、保育、母子福祉
障害福祉G	障害福祉
家庭児童相談室G	家庭児童相談、女性相談、教育相談
長寿保険課	
国保年金G	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
介護保険G	介護保険
高齢者福祉G	高齢者福祉
健康づくり課	
予防G	歯科保健、栄養事業、予防接種
保健第1G	母子保健、成人保健(担当地区:和田・中ノ町・笠井・蒲)
保健第2G	母子保健、成人保健(担当地区:長上・積志)

◆ 職員数

(単位:人)

東区職員	平成28年度	平成27年度
計	192	192
区長等	2	2
区振興課	22	23
区民生活課	78	77
社会福祉課	37	36
長寿保険課	34	34
健康づくり課	19	20

職員数: H28年度(H28.4.1現在)、H27年度(H27.4.1現在)

◆ 予算規模（当初予算）

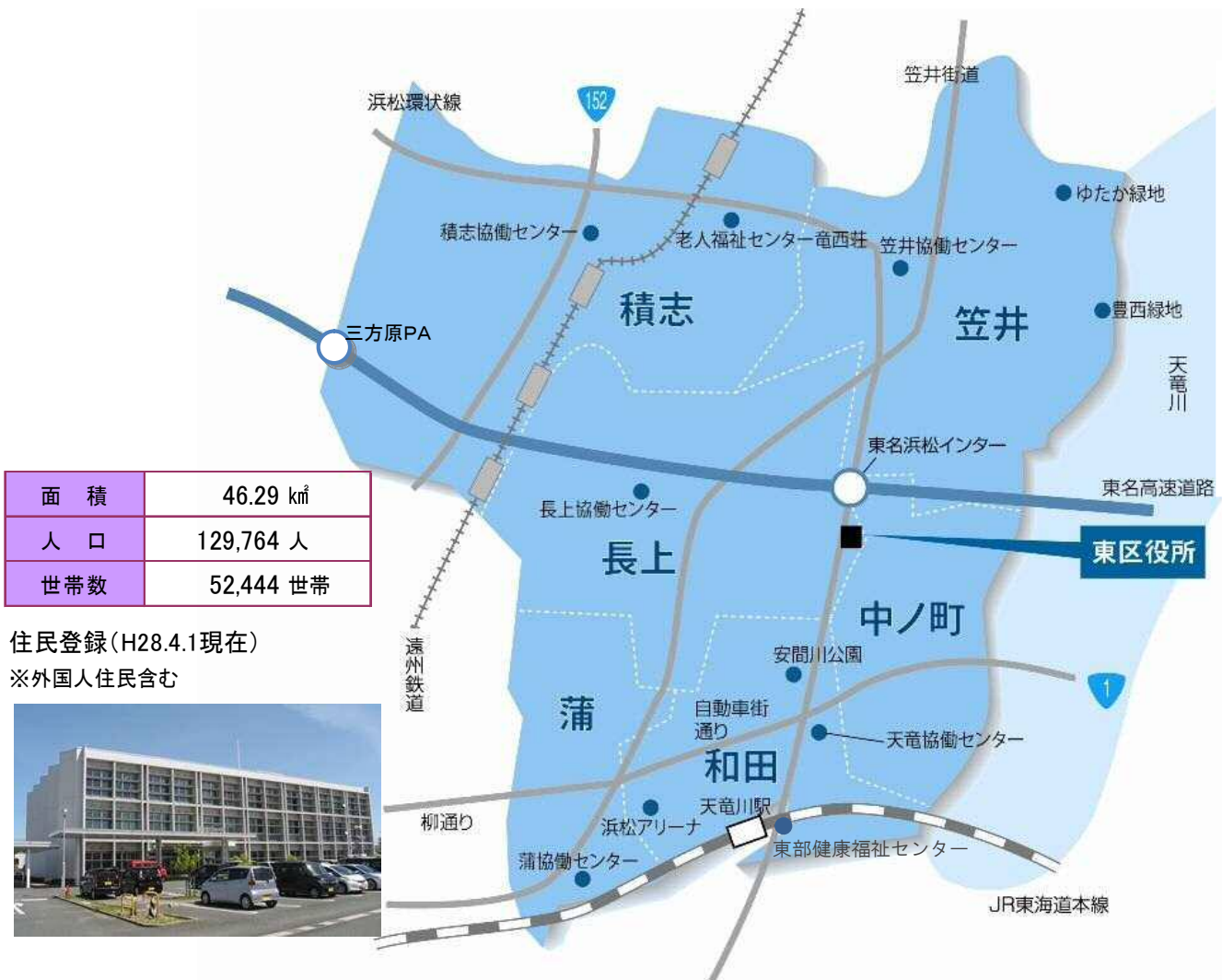
（単位：千円）

区 分	平成28年度		平成27年度	
	区役所費	本庁からの配当	区役所費	本庁からの配当
事業費 計	273,982	3,853,404	261,505	4,029,635
一般会計	273,982	3,752,029	261,505	3,926,562
特別会計				
国民健康保険事業特別会計	—	1,083	—	1,083
介護保険事業特別会計	—	98,158	—	99,842
後期高齢者医療事業特別会計	—	2,134	—	2,148

区 分	平成28年度		平成27年度	
	職員数	金額	職員数	金額
人件費 計	192	1,017,400	192	1,117,000
正規職員（職員数×7,000千円）	111	777,000	112	896,000
再任用職員（職員数×3,600千円）	17	61,200	15	39,000
非常勤職員（職員数×2,800千円）	64	179,200	65	182,000

*再任用職員 ⇒ 再任用短時間勤務職員

東区の概要（面積・人口・世帯数）



東区 of 取組み・目標

課名	目標	目標水準
東区役所 全職員	東区職員は「交通安全広報マン」という意識のもの、市民と接する様々な機会に交通安全の啓発に努めます。	啓発目標:延べ 5 万人への啓発を目指します。 (H27:延べ 4 万人)
	元気のある浜松、東区を目指して、職員一丸となって業務を改善し、市民サービスの向上を目指します。	職員が1人新規2件以上業務改善を提案します。
	「市民への約束」の励行に努め、市民サービスを推進するとともに、「東区みんなの声」などを通して、市民の皆様の声を行政運営に反映させます。	「市民への約束」の評価の向上を目指します。 評価点 4.6/5 点満点 (H27:4.48/5 点満点)
区振興課	災害対策について、街頭啓発や出前講座等を行い、区民に分かりやすい啓発活動を実施します。特に災害時の情報伝達の方法について、分かりやすい説明に努めます。	街頭啓発、出前講座等を 55 回以上実施します。 (H27:52 回)
	住みよい地域社会を実現するため、市民の皆様の提案やアイデアによる「地域力向上事業」を実施します。アイデアの募集及び実施される事業の PR に努めます。	市民からの事業提案の数 8 件を目指します。(H27:8 件)
区民生活課	戸籍や住民基本台帳事務・印鑑登録、ごみ減量や市営墓地・納骨堂などの市民窓口を正確で迅速に行うとともに、わかりやすい説明、親切で丁寧な対応をします。	「市民への約束」の評価(わかりやすい説明)の向上を目指します。 評価点 4.6/5 点満点 (H27:4.56/5 点満点)
	協働センターでは、生涯学習やスポーツに親しむ機会を提供するとともに、各種団体との連携・協働を図り地域のコミュニティづくりを推進します。	協働センター平均使用率 70%を目指します。(H27:68.7%) (利用日数/利用可能日数=使用率)
社会福祉課	窓口に来庁する区民の訪問に早く気づき、明るいあいさつで対応します。	「市民への約束」の評価(あいさつ)の向上を目指します。 評価点 4.5/5 点満点 (H27:4.19/5 点満点)
	生活保護世帯の状況把握に努めるために訪問調査活動を積極的に実施し、自立に向けての生活や就労の支援を行います。	実施計画数に対する訪問実施率 90%を目指します。 (H27:78.9%)
長寿保険課	さまざまな手続きに来庁される市民の皆様のために、常に窓口や待合場所の整理整頓に努め、事務室内の書類の整理にも心掛けます。	「市民への約束」の評価(整理整頓)の向上を目指します。 評価点 4.55/5 点満点 (H27:4.50/5 点満点)
健康づくり課	生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健やかな生活を実践するために、東区内の食品関連事業者と協働で、健康づくりに関する情報を発信します。	「健康力アップIN東区」の参加者 750 人を目指します。 (H27:721 人)
	健康寿命の延伸や健康づくりに関する情報の普及啓発のために、保健師・栄養士・歯科衛生士が健康相談や健康教育を実施します。	健康相談、健康教育の実施人数 2,000 人を目指します。 (H27:1,901 人)

問い合わせ 浜松市東区役所 区振興課

〒435-8686 浜松市東区流通元町 20 番 3 号

電話 : 053-424-0115 FAX : 053-424-0131

E-mail : e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp> (浜松市トップ⇒東区)



作成日 : 平成 28 年 4 月 27 日



報道発表

区協議会の開催日程（4月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第1回	4月26日(火) 13:30～	中区役所 2階21会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)平成28年度地域力向上事業について ・(報告)平成28年度浜松市中区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・その他 	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第1回	4月27日(水) 13:30～	東区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(協議)平成28年度地域力向上事業について ・(報告)平成28年度浜松市東区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第1回	4月27日(水) 13:30～	西区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(報告)平成28年度浜松市西区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第1回	4月28日(木) 13:30～	南区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(報告)平成28年度浜松市南区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・地域課題について ・その他 	10人 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第1回	4月28日(木) 13:30～	北区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(報告)平成28年度浜松市北区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第1回	4月21日(木) 14:00～	浜北区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(報告)平成28年度浜松市浜北区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・地域課題について ・その他 	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第1回	4月26日(火) 14:00～	天竜区役所 2階21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任 ・(報告)平成28年度浜松市天竜区区政運営方針について ・(報告)地域の文化財を守り活用する新たな制度の導入について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。



○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

改正 平成21年2月27日浜松市条例第1号

平成21年9月4日浜松市条例第48号

(題名改称)

平成22年2月25日浜松市条例第1号

平成22年6月17日浜松市条例第34号

平成23年9月29日浜松市条例第46号

平成24年12月14日浜松市条例第61号

平成25年2月26日浜松市条例第1号

平成25年9月26日浜松市条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改)

(区の設定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区
- (7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所(以下「区役所」と

いう。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員(以下「区協議会委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
- (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
- (5) 大規模な組織改編に関する事項
- (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年浜松市条例第40号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議

会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成21年2月27日浜松市条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月4日浜松市条例第48号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月25日浜松市条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日(平成22年3月16日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成22年6月17日浜松市条例第34号)

1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。

2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例(平成17年浜松市条例第231号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成23年9月29日浜松市条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日浜松市条例第61号)

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日浜松市条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月26日浜松市条例第46号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・一部改正)

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天

神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 (1番地から1813番地までを除く。) 法枝町 (1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目

東区	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲
----	-------------------------------------

	町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉 町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山 一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山 六丁目
西区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地 町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原 町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四 丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台 六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新 田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄 踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖
南区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀 寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江 町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島 町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊 子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米 津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷲 沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三 和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐 町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引 佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐

	町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久 米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日 町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日 町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び 猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴 布祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内 野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地 台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地 台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次 郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦 窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春 野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町 大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町 五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春 野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京 丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐 久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久 間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸 倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第2 (第3条関係)

(平21条例1・一部改正)

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域

北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区西美蘭6番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（平23条例46・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
- (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定

- (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。

- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 前3項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

5 第3項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。

(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5 第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則 (平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

東区協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条の規定に基づき、東区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

(会長、副会長の辞任)

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

(会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(協議会の会議の招集等)

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(発議)

第7条 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

東区協議会の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、東区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

(会議の情報の公開)

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は、東区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、事前に傍聴の申込みをしなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ東区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

3 前項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

(傍聴席以外の席への入場禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により

議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。

4 区協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の会場及び日時

(3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名

(4) 審議案件等の概略及び審議結果

(5) 発言内容

(6) 会議資料の名称及び内容

(7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無

(8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断

(9) 会議録の作成者の職氏名

(10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに東区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月28日から施行する。